

## 「三重県社会福祉審議会」について

- 設置根拠：社会福祉法第7条
- 審議内容：社会福祉に関する事項
  - ※社会福祉法第12条に基づき、三重県社会福祉審議会条例第2条において、「児童福祉に関する事項」についても審議することと定めている。
- 設置年月日：昭和39年4月1日
- 現委員の任期：平成29年7月1日～平成32年6月30日（3年間）
- 委員構成：20名
  - 社会福祉法第8条に基づき、都道府県の議会の議員、社会福祉事業に従事する者及び学識経験のある者のうちから、三重県知事が任命
- 委員長：委員の互選により選出
- 分科会及び部会：別表を参照
- 事務局：健康福祉総務課

平成28年度開催状況 ◎・・・審議事項、○・・・報告事項

### ■ 第1回

- 民生委員・児童委員の一斉改選について
- 三重県障がい者差別解消支援協議会の設置について
- 三重県手話言語条例について
- 三重県子ども条例に基づく施策の実施状況等の報告について

### ■ 第2回

- 民生委員・児童委員の一斉改選について
- 三重県地域福祉支援計画の策定について
- 三重県手話施策推進計画（中間案）について
- 社会福祉施設の入所者等の安全対策について
- 家庭教育の充実に向けた応援戦略の策定について